

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年5月15日

福島県南会津農林事務所長 宗像 宏行

工事（委託業務）番号	第26-36250-0013号
工事（委託業務）名	農地中間管理機構関連0801工事「只見地区」
質 問 事 項	
<p>1. 入札公告に「JR 近接工事 該当なし」とあり、特記仕様書第6章1に「JR 協議について線路近接工事協議の要否確認について、監督員が実施する。」とあります。この件の確認実施時期は、いつを想定されていますか。</p> <p>2. 仮に上項の確認が受注後に行われ、協議の結果「工事管理者」や「列車見張り員」の配置を求められた場合、入札条件が変わり本件履行が不可能となりえますが、どの様に理解すればよろしいでしょうか。</p> <p>3. 「雑物及び建設発生土」の運搬先は「位置図」のとおりとありますが、只見町発注のライスセンター（仮称）建築工事現場に隣接する農道は、運搬経路に該当しますか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. JRとの線路近接工事協議については、契約締結前までに完了する見込みです。</p> <p>2. 本工事は、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者を必要とする工事ではありませんが、同社との協議の結果、「列車見張り員」の配置を求められた場合は約款第18条（条件変更等）に基づき変更協議の対象とします。</p> <p>3. 只見町発注のライスセンター（仮称）建築工事現場に隣接する農道は、運搬経路に該当します。</p>	